○八重瀬町障害者等日常生活用具の給付に関する要綱

(令和2年3月6日告示第3号)

八重瀬町重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年告示第33号) の全部を改正する。

(趣旨)

- 第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第6号の規定に基づき障害者等に対し、八重瀬町が実施する日常生活上の便宜を図るための用具(以下「日常生活用具」という。)の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。(定義)
- 第2条 この告示において「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者を いう。
 - (1) 法第4条第1項に規定する障害者
 - (2) 法第4条第2項に規定する障害児
- 2 この告示において「難病患者等」とは、法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者をいう。
- 3 この告示において「日常生活用具」とは、法第77条第1項第6号に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具(平成18年厚生労働省告示第529号に規定する用具をいう。)であって、別表1に掲げるものをいう。
- 4 この告示において「給付対象者」とは、次条第1項の日常生活用具の給付の対象 者のうち同条第2項各号のいずれかに該当する者を除いたものをいう。 (給付対象者)
- 第3条 日常生活用具の給付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 本町に居住地を有する障害者等(法第19条第3項に規定する特定施設に入所する直前の居住地が本町にあった者を含む。)であること。
 - (2) 別表1に掲げる区分及び種目に応じ、それぞれ同表の給付対象者の欄に掲げる者であること。
 - (3) 障害者及び障害者の配偶者(障害児にあってはその保護者)の日常生活用具の給付を受けようとする日の属する年度(当該日常生活用具の給付を受けようとする日の属する月が4月から5月までの間にあっては前年度)における市町村民税所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割のことをいう。)の額が、いずれも46万円未満の障害者等
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付の対象者としない。
 - (1) 法第19条第3項の規定により本町以外の市町村が支給決定を行う障害者等
 - (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、この告示による日常生活 用具の給付に相当する給付、貸与又は購入費の支給を受けることができる者 (給付対象日常生活用具)
- 第4条 給付の対象となる日常生活用具の区分、種目、価格の上限額、性能及び耐用年数は、別表1に掲げるとおりとする。
- 2 日常生活用具は、原則として一の種目につき1個の給付とし、既に給付を受けている日常生活用具と同一種目のものについては、当該給付の決定日から起算して

- 別表1に掲げる区分及び種目に応じ、同表の耐用年数欄に掲げる耐用年数を経過した場合に限り、給付を行うものとする。ただし、八重瀬町長が必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定にかかわらず、火災警報器の給付については、次の各号に掲げると おりとする。
 - (1) 給付の数量は、給付対象者の属する世帯1世帯につき3台を限度とする。
 - (2) 火災警報器は、給付対象者の居住する家屋の寝室、階段又は台所のいずれかの箇所(以下この項において「指定設置箇所」という。)に設置しなければならない。ただし、障害者等が、既に火災警報器の給付を受けているときは、当該火災警報器が設置された箇所以外の指定設置箇所に設置しなければならない。
 - (3) 前号の場合において、同一の世帯に2人以上の火災警報器の給付対象者が2 以上の寝室、階段又は台所で生活していると認めるときは、町長は、第1号の 規定にかかわらず、火災警報器を追加して給付することができる。

(日常生活用具の給付申請)

- 第5条 日常生活用具の給付を受けようとする者(障害者又は障害児の保護者をいう。以下「申請者」という。)は、日常生活用具給付申請書(様式第1号)に、日常生活用具販売業者(以下「業者」という。)が発行する見積書(点字図書については、点字図書給付対象出版施設の発行する点字図書発行証明書とする。)を添えて、町長に提出しなければならない。
- 2 申請者で住宅改修費の給付を申請するものは、前項の規定による提出書類に加 えて、工事図面を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事情により工 事図面の添付が困難な者については、この限りでない。

(日常生活用具の給付決定等)

- 第6条 町長は、前条に規定する申請を受けたときは、調査書(様式第2号)を作成し、給付の適否を決定する。
- 2 町長は、前項の規定により給付を行うことを決定しようとするときは、別表1に 掲げる区分及び種目に応じ、それぞれ同表の価格の上限額欄に掲げる額を超えて 決定することはできない。
- 3 町長は、第1項の規定により給付を行うことを決定したときは、申請者に対して 日常生活用具給付決定通知書(様式第3号)により通知するとともに、日常生活用 具給付券(様式第4号。以下「給付券」という。)を発行するものとする。
- 4 町長は、第1項の規定により給付を行わないことを決定したときは、申請者に対して日常生活用具給付却下通知書(様式第5号)により、その理由を付して通知するものとする。
- 5 給付券の効力は、業者に提出する期限を超過したときに消滅するものとする。 ただし、給付券の発行を受けた者(以下「受給者」という。)が業者に提出する期 限を超過した場合において、正当な理由があると町長が認めるときは、この限り でない。

(日常生活用具の給付方法)

- 第7条 町長は、前条第3項の給付決定通知をしたときは、日常生活用具給付委託通知書(様式第6号)により業者に委託して日常生活用具の給付を行うものとする。
- 2 受給者は、給付券に記載された期限内に業者に当該給付券を提示して日常生活

用具の給付を受けるものとする。

- 3 前項の規定による給付券の提示を受けた業者は、第1項の委託通知書に基づき、 当該受給者に対して速やかに日常生活用具を納品しなければならない。 (受給者の費用負担)
- 第8条 受給者は、前条第3項の日常生活用具の納品を受けたときは、当該日常生活 用具に要する費用のうち、次の各号に掲げる額(以下「自己負担額」という。)を 負担しなければならない。
 - (1) 当該日常生活用具の給付に要する費用が別表1に掲げる区分及び種目に応じ、それぞれ同表の価格の上限額欄に掲げる額以下の場合、日常生活用具の給付に要する費用に100分の10を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。)として、町長が定める額(以下「利用者負担額」という。)
 - (2) 当該日常生活用具の給付に要する費用が別表1に掲げる区分及び種目に応じ、それぞれ同表の価格の上限額欄に掲げる額を超える場合、当該利用者負担額に当該価格の上限額を超える部分の額を合算した額
- 2 受給者の同一の月における利用者負担額の合算額が、別表2に掲げる世帯区分及 び対象者に応じ、月額負担上限額欄に掲げる額を超えるときは、この同一の月に おける利用者負担額は、前項第1号の規定にかかわらず、当該月額負担上限額欄 に掲げる額を超過した額を減じた額とする。
- 3 受給者は、業者から日常生活用具の納品を受けたときは、給付券に必要事項を 記載の上、当該業者に提出するとともに、当該給付に係る自己負担額を当該業者 に支払うものとする。

(公費負担額の請求)

- 第9条 業者は、受給者に日常生活用具を納品したときは、当該日常生活用具の給付に要する費用から自己負担額を控除した額(以下「公費負担額」という。)を請求するものとする。
- 2 業者は、公費負担額の請求をする場合には、給付券に当該日常生活用具を納入した日その他必要な事項を記載した上で、請求書にこれを添付し、町長に提出しなければならない。
- 3 業者は、居宅生活動作補助用具を給付した場合は、前項の規定に加え、住宅改 修着工前後の写真を町長に提出しなければならない。
- 4 町長は、業者から第1項の請求があった場合には、速やかに当該公費負担額を支 払わなければならない。

(排泄管理支援用具の給付手続の特例)

- 第10条 障害者等の申請手続きの利便を考慮し、暦月を単位として2月間の排泄管理支援用具の給付に必要な手続について、この告示に定める様式(以下「給付様式」という。)により記載すべき事項を、それぞれ当該各給付様式にまとめて記載することができるものとする。
- 2 前項の規定による特例に加えて、暦月を単位として6月間に必要とする排泄管理 支援用具の給付について、この告示における手続をまとめて行うことができるも のとする。
- 3 前2項の規定による特例により排泄支援用具を給付する場合において、当該排泄 支援用具の納品及び自己負担額その他の費用の手続は、給付券1枚を単位として

行うものとする。

(日常生活用具の管理)

- 第11条 日常生活用具の給付を受けた者は、当該日常生活用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- 2 前項の規定に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(台帳の整備)

第12条 町長は、日常生活用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付券交付台帳(様式第7号)を整備するものとする。 (その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に、八重瀬町重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年告示第33号)の規定によりされた日常生活上の便宜を図るための用具の給付又は貸与その他の行為は、この告示の施行後の規定によりされた給付その他の行為とみなす。

別表1(第2条-第4条、第6条、第8条関係)

種 別	種目	対象者	性能	耐用 年数	基準額
か・練援具	特殊寝台	下肢又は体幹 機能障害2級以 上の身体障害者 (児)。 難病患者等につり が状態にある 者。	のき付則体頭部度調機る 腕訓る帯と障部のを整能も 、練器しし害及傾個でをの 脚の具、て者び斜別き有。 等でを原身の脚角にるす	8	154, 000円
	特殊マット	株で要害 を者の含度知(原以 がで要害 を体言の含度知(原則上 がで要害 を体言級で度 をはる を体言級で度 をしる をはる をはる をはる をはる をはる をはる をはる をは	が禁汚耗き有。 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	5	19, 600円

の状態にある 者。ただし、原 則として3歳以 上の者。			
下肢障が悪る(児)以 大大は一般です (児)以 大大は一般です (児)以 大大で (児)以 大大の できまれる (児)以 大大の できまれる (児)以 大大の できまれる (児)以 大大の (児)の (児)の (児)の (児)の (児)の (児)の (児)の (児)	的れで害は容し が吸も身(児護にる が吸も身(児護にる 動さ 障又が用	5	67, 000円
ただし、原則と して学齢児以上 の者。	\mathcal{O}_{\circ}		
下版文は 保証 に に に に に に に に に に に に に	身(児) (児乗りにさいる) (別乗りにさいる) (別乗りにさいる) (別乗りにさいる)	5	82, 400円
下肢には、 下肢には、 下肢には、 下肢には、 下肢には、 下肢には、 下は、 下は、 では、 いに、 いに、 いと、 では、 いと、 では、 いと、 の者、 いと、 に、 いと、 に、 、 、 、 、 、 、 、 、	か体(児変の使 が者体さ容し がをでした。 が者体さるに がをでした。 がきをもした。 がきをもした。 がきない。 はできる。	5	15, 000円
難病患者等については寝たきりの状態にある。 者。ただし、原則として学齢児以上の者。	るもの。		
下肢等2級以者 (児)。し者 (児)と者 (別との者 (別との者)。し者 (場下では (別との者) (場下でで (別との者) (はまでは (本のので (またいで (本のので (またい))))) ((またい)) ((またい))) (())) (())) ()) ()) ()) ()) ()) (介体()さた易得た井の修の護障)とせっにるだ走他をを者害をるて使もし行住伴除が者移に、用の、型宅うくり 動あ容し。天そ改も。	4	159, 000円
	者則上 機常る()原児 難い尿たしの 下能の()当人るだて者 下能の()換族をだて者 難いの者則以 下能の()則上 難いは害たし者 肢障身()則以 病てでだて者 肢障身()たの者し3歳。 肢障身()等等要し学。 病て状。と上 肢障身()との 病て体のだて。 又害護障たしの 者自な、齢 は22障、家助限原以 は22障、当人る原児 者寝にだて者 は22障たて。 者下機るし歳 体級要者し学。 にで者則以 体以害入族をる則上 は22障、当人る原児 者寝にだて者 は22障たて。 者下機る は14を害だて者 等力い原児 体以害入族をる則上 は22障、当人る原児 者寝にだて者 は22障たて。 者下機る 体級要者し学。 にで者則以 等たあし学。 体級害だる 等肢能者 を放っている いました。 体以者浴等要。との 体以者着り介。と上 にきる、齢 幹以者し以 にまに。 幹です 、齢 つ排。と上 機 に他すたし 機 交家助たしの つり 原児 機 原以 つた障原	者則上 機常る()原児 難い尿たしの 下能の()当人るだて者 下能の()換族をだて者 難いの者則以 下能の(則上 難いは害則との 下能時身)則以 病ででだて者 肢障身別たの者し歳 体級害不たの者 等力い原児 体級害入族をる則と 体級害下たの者則以 等たあし学。 は22障、家助限原以 は22障、当人る原児 者寝にだて者 は22障たて。 者下機るてが吸も身()護にる かんで害は容しの かり 原児 様上 原以 つた障原以 は22障にで他す、齢 患は態たしの できる、齢 幹以者し歳 にまに。歳 なども、 は22章にで、 は22章にで、 と上 肢障身別を できる、 が者移に、用の、型宅うとの が者をさない。 対するに は22章にで、 者下機るでは、 は22章にで、 者害をるで使もし行住伴除るにきる、 が者移に、用の、型宅うとの が者をだる。 は22章にで、 者下機るで、 本と上 皮管体。 と上 皮管体。 と上 皮管の できるでは、 は22章にで、 者にどる を を などを を などを できる、 かる原児 様上 原以 つた障原以 は22章にで、 などとと 大きを は22章にで、 者をもしては、 は22章にで、 者をもし、 できる、 かると上 は22章にで、 者をもし、 できる、 かると上 は22章にで、 者をもしては、 は22章にで、 者をもしては、 は22章にで、 者をもしではもしでは、 は22章にで、 者をもしてはもしではもしではもしでは、 は22章にで、 者をもしではもしではもしではもしではもしではもしではもしではもしでは、 は22章にで、 者をもしではもしではもしではもしではもしではもしではもしではもしではもしではもしでは	者則上 機常る()原児 難い尿たしの 下能の()当人るだて者 下能の()換族をだて者 難いの者則以 下能の()則上 難いは害則との 下能時身()則以 病てでだて者 肢障身()たの者しぶ。 又害しず。 と上 患はきし学。 又害体でり介に、よい ないないで害は容しの 身()にま置浴の りの体()をるにる かれで害は容しの すれがとと上 患はきし学。 又害体でり介に、よい ないないで害は容しの をせつよせ をも は必管、家助限原以 ないであり、と上 患はきし学。 又害体でり介に、以 又害体でに他す、齢 は必管、家助限原以 ないであり、と上 にきる、齢 は後まだる できる、 と上 にきる、 齢 幹し者にでる と上 にきる、 齢 幹し者にの ス害体のと を

	訓練椅子	下肢又は体幹機 能障害2級以上 の身体障害児で 原則3歳以上の 者。	原則として 付属のテけ るものとす る。	5	33, 100円
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機 能障害2級以上 の身体障害児で 原則として学齢 児以上の者。 難病患者等につ	腕又は脚の 訓練等でき る器具を備	8	159, 200円
		いては下肢または体幹機能に障害のある者。原則として学齢児以上の者。	えたもの。		
在療等援具	透析液加温器	腎臓機能障害3 級以上で自己連 続携行式腹膜 流法 (CAPD)による透 析療法を行う 者。	透析液を加 温し、一定 温度に保つ もの。	5	51, 500円
	ネブライザー(吸入 器)	呼吸器機能障害 3級以上又は同 程度の身体障害 者(児)であっ て、必要と認め られる者。	身体障害者	5	36, 000
	電気式たん吸引式	難病患者等については呼吸機能に障害のある者。	(児)が容易 に使用し得 るもの	5	56, 400円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法 を行う身体障害 者(児)。		10	17,000円
	盲人用音声式体温 計	視覚障害2級以上の視覚管表別では (児)で高いでは の世帯では、 に準ずる、原則と にだして の者。	視覚障害者 (児)が容易 に使用し得 るもの。	5	9, 000円
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の視覚管表別で 上の視覚を (児)で 高がで の世帯及 で は で は で は で は で は で は で は で る で は で る で は で る に り に り に り に り に り に り に り に り に り に	視覚障害者 (児)が容易 に使用し得 るもの。	5	18,000円
		視覚障害2級以 上の視覚障害者			

	盲人用血圧計	(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。 ただし、原則として学齢児以上の者。	視覚障害者 (児)が容易 に使用し得 るもの。	5	18, 400円
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	難病患者であって、人工呼吸器の装着が必要な者。	呼継ニす可を病容うの吸続タる能有患易し。状的リニなし者に得能にンと機、等しる能をモグが能難がよも	5	157, 500円
自生支用立活援具	入浴補助用具	下能る(りの) 下能る(りの) では害に身ので必たし者にいる。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。とれている。	入動保へをき害は容しのし当改もく浴、持の補、者介易得。、た修の。時座、入助身()助にるた設りををの位浴水で体()者使もだ置在伴除移の槽等。障又が用。に宅う	8	90,000円
	便器	下肢又は体幹機 能障害2級以上 の身体障害者 (児)。ただし、 原則として学齢 児以上の者。	身児(にるすもた替りをを は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	8	4, 450円
	歩行補助つえ(T字 状・棒状のつえ)	平衡機能又は下 肢若しくは体幹 機能障害3級以 上の身体障害 (児)。ただし、 原則として学齢 児以上の者。	身体障害者 (児)が容易に使用し得るもの。	3	3,000円
			およをすっる外児から有りプこ障のできまるなす、等と害身ので、著体		

歩行支援用具(移 動・移乗支援用具)	平衡機とは を で で で で を で で の で の で の で の で の の で の の の の の の の の の の の の の	機をえあ要安す転立動助作段のるし当改もく能十たっな定る倒ち作、の差用。、た修の。の分もて強性も予上の移補解具た設りをを状踏の、度をの防が補乗助消とだ置住伴除態まで必と有。、り、動、等す、に宅う	8	60, 000円
頭部保護帽(A)	平衡機し、 下幹者に 機能と でを を を が転り で で で で で で の の き で の の き の の の の の の の の の の の の の	へ型困転頭でをの(A) メ歩なのをるす ッ行者際保機る ポエ トががに護能も ンを	3	15, 200円
頭部保護帽(B)	重度又は最重度 の知り若者は、 (児)若者で、 神障害の発作転 のかり頻繁に はより により がある者。	を 対対 を が 大材い。 の の の の の の の の の の の の の	ט	36, 750円
特殊便器	上上児は障練力処者則以 難いに者則以	足でをも的をい易得温出のしに宅うく踏温出の障介るにる水し。、あ改も。ペ水し及害護者使も温得た取た修のダ温得び(りしが用の風るだ替りををル風る知)て容しでをも、え住伴除	8	151, 200円
		室内の火災を煙又は熱		

	火災警報器	障害等級2級以 上の身体障害者 (児)又は重度と しくは重度度の 知的障害者(児) であって発生の感	にし、 と い き 発 き で る を に げ せ る の 。	8	15, 500円
	自動消火器	れ 知 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	室異はで消射火しの温上の動液、にる度昇接的を初消もの又触に噴期火	8	28, 700円
	電磁調理器	視覚障害2級以 管害2級害 で帯でで で で で で で で で で が の に で お り の に り が い に り い に り い に り い に り に り に り に り に り	視覚障害者 関に と と と は と は と は と は と に を り に る も の る る も る も る る る る る る る る る る る る	6	41, 000円
	歩行時間延長信号 機用小型 送信機	視覚障害2級以 上の身体障害者 (児)。ただし、 原則として学齢 児以上の者。	視覚障害者 (児)が容易 に使用し得 るもの。	10	7,000円
	聴覚障害者用屋内 信号装置	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で聴覚障害者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	音を覚知しる等触りる。	10	87, 400円
情報意疎支用・思通援具	携带用会話補助装 置	肢等はで声いけん。 として はく害 とと とと はく害 とと はく害 とと はく害 はく害 としの はく害 としの はく害 とと の とと の の の の と の の の の の と の の の の	携こ声に機し害容しの ボばは換を身(児にるでを文す有体)) 使もでをする 障が用	5	98, 800円
	情報·通信支援用 具	上肢機能障害2 級又は視覚障害 2級以上の身体 障害者(児)で あって当該用具	障情パルピタ用たが 等器ナンーをに障ゆ のよる、る をに障ゆ	5	100,000円

	によりパソコン の利用が可能に なるもの。	にるや等の場合を との との との との との との との との との との との との との		
点字ディスプレイ	視覚複しか級るあ認ま者点お労ら関策害に関係を害必る覚でした。必要を実施をはいるでは、なるでは、のでは、のでは、のでは、のででは、のででは、のででは、のででは、のでででで、のででで、のでで、の	文ンのをよとも 字ピ画点りのの の一情等すき のタ報にこる	5	383, 500円
点字器(標準型)	視覚障害2級以 上の覚障害者 (児)。原則とし て学齢児以上の 者。	視児にるのす 書 書チ覚別使もとる標ア真 イプッ障が用のお。準 鍮 ラクター 型画板 画ス製者易得次と 面製 面	5	10, 400円
点字器(携帯用)	視覚障害2級以 上の視覚障害者 (児)。原則とし て学齢児以上の 者。	視(にるのす 書二 書チッ 覚) 使もとる携アアュ イプック障が用のお。帯 ルー ラクス 害容しでり 用片ミム 片ス製器 害容しでり 用りまみ 片ス製	7	7, 200円
点字タイプライ ター	視覚障害2級以 上の視覚障害者 (児)で就労もてい くは就学してい る者又は就労が 見込まれる者。	視覚障害者 (児)が容易 に使用し得 るもの。	5	63, 100円
		音声等により操作ボタンが知覚又		

視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者2級 以上の視覚障害 者(児)。ただ し、原則として 学齢児以上の 者。	はきDAIよび式録書可で、者易得。 認、ISYるににさの能あ視児にる でつ式録当よれ再なっ覚別使も で、式音該りた生製 障が用	6	85, 000円
視覚障害者用活字 文書読上 装置	視覚障害2級以 上の視覚障害 者。ただし、原 則として学齢児 以上の者。	文同にた情化をり号て機る視(にる字一記当報し読、に出能も覚り使も情紙載該をたみ音変力をの障が用の報面さ文暗情取声換す有で害容し。と上れ字号報 信しるす、者易得と上れ字号報	6	99, 800円
視覚障害者用拡大 読書器	視すの 視すの で置い で置い で置い ででで ででで ででで ででで ででで	画置い刷にで拡画等タ出の像をも物置、大像をしているのと簡さ文モ映も大ののと単れ字ニしるとは、 しょ	8	198, 000円
盲人用時計(触読)	視覚障害2級以 上の視覚障害者 (児)。なお、手 声時計は、手指 の触覚に障害が ある等のため触	視覚障害者 (児)が容易	F	10, 300円
盲人用時計(音声)	一読式時計の使用 が困難な者を原 けいする ただ	に使用し得るもの。	5	13, 300円
	聴覚障害又は発 声・発語に著し い障害を有する	一般の電話 に接続する ことがで		

	聴覚障害者用通信 装置	たニ緊段認障す原児に、シークのでは、シークのでは、シークのでは、シークのでは、シークのでは、シークのでは、からないのでは、からないでは、いっないでは、いっないでは、いっないでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、	き代文り能あ障等にる お字通なり害が使も お字通なり害が使もの、よ可で覚り き	5	71,000円
	聴覚障害者用情報 受信装置	聴覚障害者(児)であるようででででではできる。 である者。	字話の者組レ字話像た面るし災覚り急信で害容しの幕通聴り並ど幕通をもに機、害障り信す、者易得。及訳覚りび番及訳合の出能か時害向号る聴りにるび付障用に組びの成を力をつの者けをも覚り使も手き害番テに手映し画す有、聴 緊受の障が用	6	88, 900円
	人口喉頭	喉頭摘出者	笛呼ゴをせル通を導す 電顎あ板せ音内音の式気ム振、等じ口きる 動下てを軽源に化。よのさニ管音内音の 等電動的口きるり膜 一を源に化。 に動さに腔構もり膜 一を源に化。 に動さに腔構も	5	笛式 5,000円 電動式 70,100円
排理接具			蓄便袋 低刺激性の 粘着剤を使 用して 型袋 関放型 部開放型 で		

	ストマ用装具	人工肛門又は人 工膀胱造設者	ラ製スフの 蓄低粘用型クプク製での付テ又チィ収 尿刺着しのスラフの尿キのッはッル納 袋激剤たラ製スィ収処ヤもクプクム袋 性を密テ又チル納理ッのスラ 製。 の使封ッはッム袋用プ。	1箇月	蓄便 8,858円 蓄尿袋 11,639円
	紙おむつ等	スアットが張りのでは、大学等は、大学等は、大学等は、大学をでは、大学をでは、大学をできませる。 これ スティ は でき でき いっこう は いっこう いっこう は	紙おむつ、 洗腸用具、 サラゼ等衛 生用品。	1箇月	12, 000円
	収尿器(男性)	高度の排尿機	採尿器と蓄 尿袋で構成 し、尿の逆	W.Fr	7,700円
	収尿器(女性)	能障害。	流防止装置 をつけるも の。	半年	8,500円
居生動補用	住宅改修	下障痺機機る害障児等便を上上 難いた障 大ス脳障障有級等のるの場害害 者、幹あ 体は原害害し以(障。取合2者 等下機る 等1をのるの場害害 者、幹あ 機性運動限 障の齢者殊え、以) つまに。	_	1回限り	200, 000円

別表第2(第8条関係)

世帯区分	給付	月額負担上限	
世帝区分	障害者	障害児	額

生活保護	生活保護受給世帯	生活保護受給世帯	0円
低所得1	障害者及び当該障害者 の配偶者の市町村民税 が非課税で障害者の収 入が80万円以下の者。	障害児の保護者の市町村 民税が非課税で障害者の 収入が80万円以下の者。	15,000円
低所得2	障害者及び当該障害者 の配偶者の市町村民税 が非課税で世帯区分が 「低所得1」に該当しな い者。	障害児の保護者の市町村 民税が非課税で世帯区分 が「低所得1」に該当しな い者。	24,600円
一般	障害者及び当該障害者 の配偶者の市町村民税 所得割の額が46万円未 満の者。	障害児の保護者の市町村 民税所得割の額が46万円 未満の者。	37, 200円

様式第1号(第5条関係)

日常生活用具給付申請書

「別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

調査書

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

日常生活用具給付決定通知書

[別紙参照]

様式第4号(第6条関係)

日常生活用具給付券

「別紙参照]

様式第5号(第6条関係)

日常生活用具給付却下通知書

[別紙参照]

様式第6号(第7条関係)

日常生活用具給付委託通知書

[別紙参照]

様式第7号(第12条関係)

日常生活用具給付券交付台帳

[別紙参照]